

天理市災害対策本部告示第1号

天理市災害対策本部規程（平成8年3月天理市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

天理市災害対策本部長

天理市長 並 河 健

第2条第7号中「土木協力班」を「土木協力班 下水道班」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

別表健康・こども家庭部（健康・こども家庭局長）の項中「こども未来課長」を「幼保こども園課長」に、「こども未来課職員」を「幼保こども園課職員」に改め、同表建設部（建設部長）の項中

「

土木協力班 （都市整備 課長）	都市整 備課職 員	1 土木班への協力に関する事 2 被災宅地危険度判定に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調査及び 報告に関する事。 4 その他部長の命ずる指示事項に関する事。
-----------------------	-----------------	---

を

」

「

土木協力班 （都市整備 課長）	都市整 備課職 員	1 土木班への協力に関する事 2 被災宅地危険度判定に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調査及び 報告に関する事。 4 その他部長の命ずる指示事項に関する事。
下水道班 （下水道課	下水道 課職員	1 下水道施設の応急復旧に関する事。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び

に

長)		報告に関すること。
----	--	-----------

」

改め、同表上下水道部（上下水道局長）の項を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。